最終更新日:2015年7月3日
株式会社テクノマセマティカル
代表取締役社長　田中　正文
問合せ先:取締役副社長　出口　眞規子　TEL:03-3492-3633
証券コード:3787
http://www.tmath.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は健全かつ透明な企業活動を目指して日々取り組んでおり、コーポレート・ガバナンスはその根幹をなすものと考えております。すべてのステークホルダーにとって価値ある企業となるため、「公正性・透明性の確保」「迅速な意思決定」「リスク管理」の観点を特に重視して、今後もコーポレート・ガバナンスの維持・強化を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中　正文	1,070,000	41.26
出口　眞規子	202,000	7.78
野村證券株式会社 常任代理人　株式会社三井住友銀行	54,100	2.08
日本証券金融株式会社	48,500	1.87
株式会社SBI証券	44,400	1.71
片山　晃	35,800	1.38
BNY GCM ACCOUNTS M NOM 常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行	27,600	1.06
橋本　文男	25,000	0.96
株式会社ブレイク・フィールド	25,000	0.96
藤本　伸也	23,000	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
植松　芳哲	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植松　芳哲	○	――	当社の関係する業界での豊富な経験を理由に当社の社外取締役として選任するものです。なお、独立役員として、東京証券取引所の定める企業行動規範の違反に係る判断基準のいずれにも該当していません。 植松氏は、平成27年3月末で当社株式を2,000株所有していますが、当社の社外取締役へ就任後、経営に対する一定のコミットメントを明らかにする、との意味から取得したもので、当社経営に対する自身の影響力を過度に確保する目的ではなく、また、そのレベルにもありません。さらに、当社から同氏に支払われる役員報酬は同氏の生計確保に重大な影響を及ぼす金額ではありません。これらから、同氏は当社経営からは独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、一般株主からの負託に応えつつ、中立・公正な立場から当社経営への助言を行う役割を遂行していると判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
監査役は積極的に会計監査に関する内容、状況等の情報収集を行うとともに、適宜会計監査人と情報交換を行い連携強化に努める等、監査活動の質的向上を図っております。
監査役と内部監査部門の連携状況
内部監査部門（内部監査人）は、各部署の業務遂行状況について、内部統制・コンプライアンス・リスクマネジメント等の観点から、全部署を対象とした計画的な業務監査を実施しております。監査役は、内部監査人から月次の監査結果の報告を受けるほか、各部署に対する内部監査にも必要に応じて立ち会うこととなっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
真鍋　利明	税理士													○
林　紘子	他の会社の出身者													○
田中　伊佐男	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
真鍋　利明		―――	特に管理面での豊富な経験を元に当社の監査を依頼するものです。
林　紘子		―――	会社運営全般にかかる豊富な経験を元に当社の監査を依頼するものです。
田中　伊佐男		―――	これまで培ってきた半導体業界におけるビジネス経験を元に当社の監査を依頼するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名

その他独立役員に関する事項

独立役員である取締役の植松芳哲氏は、平成27年３月期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、主に開発技術者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの行使は終了し、現在インセンティブ付与は実施しておりませんが、各取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、一定の基準に基づき取締役会の決議により決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬については、有価証券報告書にて開示しております。なお、有価証券報告書は、当社ホームページに掲載しております。
平成27年３月期に支払われた取締役報酬は、以下のとおりであります。
取締役に支払った報酬　取締役 ３名 73百万円（うち社外取締役への報酬 １百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役が業務を円滑かつ効率的に遂行できるように、管理部および経営企画部でサポートする体制をとっています。取締役会、監査役会の開催に当たっては、必要に応じ、議案、資料の事前説明等を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会と監査役会が連携し、コーポレートガバナンスの確保を図っているほか、弁護士事務所、社会保険労務士事務所等の法務専門家と顧問契約等を結び、コンプライアンスの強化、推進を行っています。
（1）取締役会
取締役会は取締役3名で構成し、うち1名は社外取締役（独立役員）となっています。また、監査役も取締役会に出席しています。取締役会は原則として月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しています。取締役会では、法令または定款に規定する事項の決議および業務の執行状況、組織・人事等経営上の重要事項について、監査役の意見も聞きながら、報告、審議、決議を行っています。
（2）監査役会
監査役会は、監査役3名（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成し、3名とも社外監査役となっています。監査役会は原則として月1回、その他必要に応じて臨時監査役会を適宜開催しています。監査役会は、監査の実施状況とその結果について、定期的に取締役社長および取締役会に報告し、必要に応じて助言・勧告を行っています。
各監査役は、取締役会ならびに重要な会議に出席して意思決定の過程を監視するとともに適宜意見の表明を行っています。また、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い、重要な決裁書類等の閲覧および財産の状況について適時に関係取締役等から報告を受け、業務執行状況の把握および適法性の監査を行うなど、コーポレートガバナンスおよびコンプライアンスの両面から、法令・定款ならびに社内諸規則の遵守による適切な経営、業務執行を監督しています。
内部監査担当者2名により計画的に実施されている内部業務監査および内部統制監査の結果および改善勧告は、適宜監査役会へも報告されます。

監査役会、会計監査人、内部監査担当者は、各々の監査活動の効率化および更なる質的向上に向けて、定期的に情報交換を行い、連携強化に努めています。

（3）会計監査

会計監査人は、監査役会および内部統制監査担当者と緊密に連携し、会社法監査および金融商品取引法監査を実施して会計における適正性を監督しています。

（4）その他

コーポレートガバナンスの充実およびコンプライアンスの強化を図るべく、独立した法律事務所、社会保険労務士事務所、税理士法人事務所と顧問契約等を締結し、必要に応じ適時アドバイスを受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、社外取締役1名及び監査役会を構成する社外監査役3名が、定時及び臨時の取締役会に出席し、技術的・経営的・会計的見地より、常時取締役の意思決定及び職務執行を監視しております。会社の規模及び経営の意思決定の迅速化のため、取締役会は3名の少人数で構成する一方、経営からは独立した立場で意思決定に参画する役割を期待して、うち1名を社外取締役としています。また、社外監査役3名で構成される監査役会は社外取締役他内部監査部門、会計監査人と連携することで、経営への監視機能を担い、経営の客観性、公正性、透明性の確保を図っています。これらの体制により、当社のコーポレート・ガバナンスは適正に維持されるのみならず、その質的向上にも期待できると判断しております。

また、社外取締役及び社外監査役の独立性についての当社の考え方は次の通りです。

平成27年3月末現在、社外取締役 植松 芳哲氏は2,000株、社外監査役 真鍋 利明氏は300株、社外監査役 林 紘子氏は900株、社外監査役 田中 伊佐男氏は400株、それぞれ当社株式を保有しておりますが、当社経営に対する自身の影響力を過度に確保する目的ではなく、また、そのレベルにもありません。さらに、過去において当社と重要な取引・利害関係にあったこともなく、各社外取締役及び社外監査役は当社経営からは独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、一般株主からの負託に応えつつ、中立・公正な立場から当社経営への助言・監査を行う役割を遂行していると判断しています。

また、社外取締役及び社外監査役は、監査役会、内部監査担当者、内部統制担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携強化に努める等内部統制ならびにコーポレート・ガバナンスの質的向上を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第15回（平成27年３月期）定時株主総会は、平成27年６月23日に開催いたしました。なお、第14回（平成26年３月期）定時株主総会は、平成26年６月24日に、第13回（平成25年３月期）定時株主総会は、平成25年６月25日に開催いたしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャー・ポリシーを作成し、当社ホームページにおいて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、本決算及び第2四半期決算の発表の後に、アナリスト、機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会の資料等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、以下のとおり考えております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は法令及び定款を遵守するとともに、社会倫理の遵守があらゆる企業活動の前提であることを理解し、これを実践していきます。当社はそのための教育ならびに啓蒙を継続的に行うことでその重要性を周知徹底してまいります。
取締役会は取締役会規程の定めに従い、経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行います。取締役は取締役会に対して業務執行に関する報告を行うとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督します。併せて、社外監査役を含む監査役は監査基準及び監査計画に従い、取締役の職務執行状況を監査するものとしております。
コンプライアンスについては管理部門担当役員を責任者として、法務業務及び内部監査業務を強化、推進することにより全社横断的な取り組みを統括していく計画であります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要会議の議事録、稟議書、契約書、その他取締役の職務の執行にかかわる情報は、文書管理規程に基づき、安全かつ適切に保管及び管理を行い、取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合にはこれに速やかに応えることとなっております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

全社的及び組織横断的なリスク状況の監視ならびに対応は管理部門を中心に行うものとし、重要事項については、取締役会に報告する体制をとっております。
また、各部門の担当業務に内在する各種のリスクについては、その部門長を責任者として、それぞれの担当部門において、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行い、リスク管理体制を整えております。
内部監査人は、それぞれの担当部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、代表取締役社長に報告することとし、必要のある場合には、監査報告の指摘に基づきそれぞれの担当部門が改善策を決定し、その実施状況を代表取締役社長に報告することとなっております。
上記のような体制をとるとともに、リスクコントロールによる経営の健全化と収益基盤の安定化は当社の重要課題であることから、法律事務所と顧問契約し、必要に応じて法律問題全般についてアドバイスを受けております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等において、それぞれの担当部門の分掌業務、各職位の役割、職務内容及び権限を定め、合理的、効率的、かつ組織的な業務の遂行を図っております。
必要に応じて、部門横断的な会議体を設け、その適切な運営に努めることにより、取締役会の議事を充実させ、業務を効率的に執行する体制を整えております。
取締役会で決定された中期経営計画及び年次事業計画・予算に基づき、月次・四半期業績管理を実施することにより、経営計画とその迅速なフォローアップを遂行する体制をとっております。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととします。補助使用人は兼務も可能とするが、当該職務を遂行する場合には専ら監査役の指揮命令の下におき、取締役から独立して職務を遂行させる措置をとるものとします。
また、補助業務に係る人事評価及び補助使用人の人事異動等については、監査役の事前の同意を得て行うものとします。

6. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加するとともに、稟議書等、業務執行に関わる重要な書類を閲覧し、必要のある場合には、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けることができるものとします。
また、取締役及び使用人は当社の業務ならびに業績に重大な影響を及ぼす事実を確認した場合には、速やかに監査役会に報告するものとし、併せて、監査役相互でも報告を行うものとします。
なお、監査役会に報告をした取締役及び使用人が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう、通報者等の保護については、内部通報制度と同様に対応するものとします。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力の排除を、企業の社会的責任及び企業防衛への重要な取り組みの一つとして位置付け、組織全体として毅然とした態度を貫き、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、管理部を対応部署として、役職員の行動規範等に基づき反社会的勢力の排除に取り組んでおり、外部機関からの情報の収集や管理により、反社会的勢力に係る各種リスクの予防と軽減を行なっております。また、万が一当社が反社会的勢力から接触を受けた場合には、所轄警察署・弁護士・その他関係機関等と緊密に連携し、速やかに対処することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社における適時開示体制の概要は次の通りです。
1. 基本方針
株主・投資家の皆様に適時に正確かつ公平な情報提供を行うため、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」及び社内規程を遵守し、会社情報並びにその他の重要な情報を迅速に開示することを基本方針としております。また、適時開示体制を社内に構築し、内部統制組織を整備運営することにつきましては、取締役の重要な責務の一つと捉え、内部統制組織の充実を図っております。
なお、上記方針を担保するため、次のような体制をとっております。
(1)監査役は取締役会に出席するほか、社内業務の監査を行い、取締役の業務執行やコンプライアンス、社内規程の遵守状況について監視を行っております。
(2)内部監査人は、各部署における業務遂行の実施状況をチェックし、代表取締役社長に直接報告する体制をとっております。
(3)意思決定及び情報開示に当たっては、必要に応じて会計監査人や弁護士からの助言を受けております。
2. 適時開示に係る社内体制
上記方針のもと、当社では取締役管理部長を情報管理責任者としています。情報管理責任者は、適時開示すべき重要情報を迅速かつ網羅的に収集し当該情報を適時に開示するための体制や、開示資料の内容の正確性を確保し、資料の公表について公平性を確保するための体制を整備する役割を担っております。
社内各部門の責任者は、所管する部門において、適時開示が必要となるような重要情報が適切に情報管理責任者に報告されるよう、必要な措置を講じることとしております。
情報管理責任者に集約された情報は、関連諸法規の定める基準に照らし、必要に応じて関連部署との協議も経て開示の要否を判断し、代表取締役社長の決裁を得た上で適時開示を行う体制としております。
3. 適時開示体制のモニタリング
情報開示に関する内部統制の有効性については内部監査部門(内部監査人)がモニタリングを行っており、当該結果は代表取締役社長に報告されております。

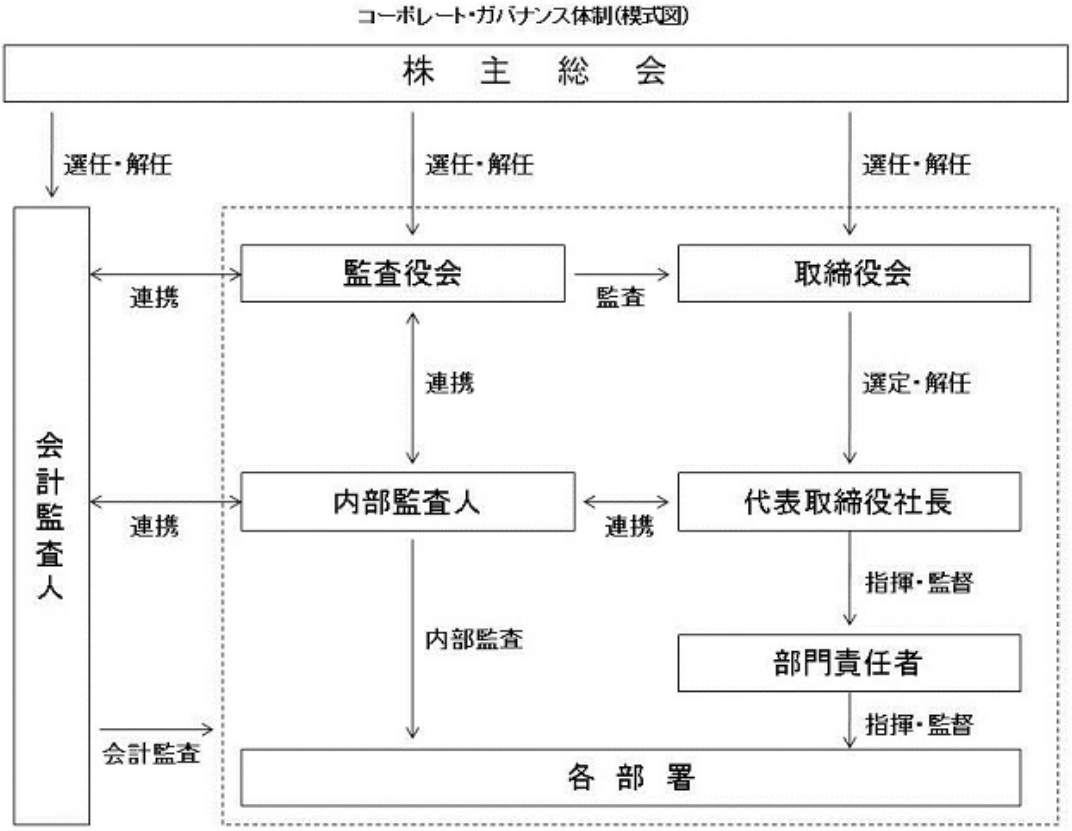

適時開示体制概要(模式図)

